

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）および住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）の一部改正に伴い、手数料の額の改定等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 長期優良住宅建築等計画の認定基準に自然災害による被害の発生の防止または軽減に配慮されたものであることが追加されたことおよび所定の書類を提出した場合に認定長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査の一部の省略が可能となったことに伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料の額を改めることとします。（別表第67関係）
- (2) 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料を新たに設定することとします。（別表第67関係）
- (3) その他
  - ア この条例は、令和4年2月20日から施行することとします。
  - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
  - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

○長期優良住宅の普及の促進に関する法律および住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正による、長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査項目の一部省略、認定基準の追加および許可制度の新設に伴い、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料を改定、新設しようとするもの。

- (1) 評価機関で必要な審査を行い、確認書類を添付して行政へ認定申請を行う場合は、一部の審査項目が省略されることから、関係する手数料の額を改定するもの。
- (2) 認定基準に災害リスクに配慮する基準が追加されたことに伴い、関係する手数料の額を改定するもの。
- (3) 認定長期優良住宅について、一定の敷地面積を有し、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、容積率の割増しを行い建築することができる許可制度が新設されることから、特例許可申請に係る手数料を新たに設けるもの。

【影響額】 初年度 ▲124千円、平常時 ▲1,489千円（(3)の見込みはなし。）

【参考】 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）

公布日：令和3年5月28日

施行日：令和4年2月20日（一部は、公布から1年6か月以内施行）

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧			新		
本則および付則 省略 別表第1から別表第66まで 省略 別表第67 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料			本則および付則 省略 別表第1から別表第66まで 省略 別表第67 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料		
区分	金額		区分	金額	
	新築	増築または改築		新築	増築または改築
(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合 （ア） 建築しよう			(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の手数料 ア 法第6条第2項の規定による申出がない場合 （ア） 建築しよう		

とする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。）が一戸建て住宅のとき

a	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	46,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>17,000円</u> ）	70,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>25,000円</u> ）
b	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	69,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>25,000円</u> ）	105,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>38,000円</u> ）
c	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	93,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>35,000円</u> ）	140,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>51,000円</u> ）

とする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この表において同じ。）が一戸建て住宅のとき

a	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	47,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>15,000円</u> ）	71,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円</u> ）
b	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	71,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>22,000円</u> ）	106,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>33,000円</u> ）
c	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	95,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円</u> ）	141,000円（確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>44,000円</u> ）

(イ) 建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額
a 建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額		
(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	63,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、17,000円)	97,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、26,000円)
(b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	101,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、27,000円)	153,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、40,000円)
(c) 床面積の	211,000円(評価書面の	321,000円(評価書面の添

(イ) 建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額	aに掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額に、bに掲げる認定を受けようとする住戸の床面積の合計の区分に応じて定める金額を加算した金額
a 建築物の床面積の合計の区分に応じて定める金額		
(a) 床面積の合計が500平方メートル以内のもの	66,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、14,000円)	99,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、21,000円)
(b) 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	105,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、22,000円)	157,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、32,000円)
(c) 床面積の	220,000円(確認書等の	329,000円(確認書等の添

合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	添付がなされたものにあつては、 <u>55,000円</u> )	付がなされたものにあつては、 <u>82,000円</u> )
(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>368,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>83,000円</u> )	<u>560,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>124,000円</u> )
(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>642,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>122,000円</u> )	<u>976,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>184,000円</u> )
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	<u>1,181,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>222,000円</u> )	<u>1,798,000円</u> (評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>334,000円</u> )

合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	添付がなされたものにあつては、 <u>42,000円</u> )	付がなされたものにあつては、 <u>63,000円</u> )
(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	<u>382,000円</u> (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>59,000円</u> )	<u>572,000円</u> (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>88,000円</u> )
(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	<u>661,000円</u> (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>74,000円</u> )	<u>992,000円</u> (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>111,000円</u> )
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	<u>1,217,000円</u> (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>131,000円</u> )	<u>1,824,000円</u> (確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>196,000円</u> )

(g) 床面積の 合計が20,000 平方メートル を超え30,000 平方メートル 以内のもの	1,712,000円(評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 <u>309,000</u> 円)	2,605,000円(評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 <u>466,000</u> 円)
(h) 床面積の 合計が30,000 平方メートル を超えるもの	2,107,000円(評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 <u>381,000</u> 円)	3,208,000円(評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 <u>574,000</u> 円)
b 認定を受け ようとする住 戸の床面積の 合計の区分に 応じて定める 金額		
(a) 床面積の 合計が500平 方メートル以 内のもの	42,000円(評価書面 の添付がなされたもの にあつては、 <u>15,000</u> 円)	63,000円(評価書面 の添 付がなされたものにあつ ては、 <u>22,000</u> 円)

(g) 床面積の 合計が20,000 平方メートル を超え30,000 平方メートル 以内のもの	1,760,000円(確認書等 の添付がなされたもの にあつては、 <u>174,000</u> 円)	2,638,000円(確認書等 の添付がなされたもの にあつては、 <u>259,000</u> 円)
(h) 床面積の 合計が30,000 平方メートル を超えるもの	2,165,000円(確認書等 の添付がなされたもの にあつては、 <u>213,000</u> 円)	3,246,000円(確認書等 の添付がなされたもの にあつては、 <u>318,000</u> 円)
b 認定を受け ようとする住 戸の床面積の 合計の区分に 応じて定める 金額		
(a) 床面積の 合計が500平 方メートル以 内のもの	42,000円(確認書等 の添付がなされたもの にあつては、 <u>12,000</u> 円)	63,000円(確認書等 の添 付がなされたものにあつ ては、 <u>18,000</u> 円)

(b) 床面積の合計が500平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のもの	68,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>24,000円</u> )	103,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>37,000円</u> )
(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	122,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>42,000円</u> )	185,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>63,000円</u> )
(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	227,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>78,000円</u> )	344,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>118,000円</u> )
(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル	376,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>130,000円</u> )	571,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>197,000円</u> )

(b) 床面積の合計が500平方メートルを 超え1,000平方メートル以内のもの	69,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>21,000円</u> )	103,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>32,000円</u> )
(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	123,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>30,000円</u> )	184,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>46,000円</u> )
(d) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	229,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>57,000円</u> )	342,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>85,000円</u> )
(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル	379,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>98,000円</u> )	568,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>147,000円</u> )

以内のもの		
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	698,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>238,000円</u> )	1,061,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>359,000円</u> )
(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	972,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>327,000円</u> )	1,477,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>491,000円</u> )
(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,178,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>390,000円</u> )	1,791,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、 <u>585,000円</u> )

以内のもの		
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	705,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>162,000円</u> )	1,056,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>242,000円</u> )
(g) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	981,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>199,000円</u> )	1,470,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>297,000円</u> )
(h) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	1,189,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>212,000円</u> )	1,782,000円(確認書等の添付がなされたものにあつては、 <u>317,000円</u> )



<p>イ 法第6条第2項の規定による申出がある場合</p>	<p>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>	<p>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>	<p>イ 法第6条第2項の規定による申出がある場合</p>	<p>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>	<p>アに掲げる住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額に、当該認定の申請について法第6条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該認定の申請に係る建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額</p>
<p>(2) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第4項第4号</p>	<p>(2) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第6</p>	<p>(1)の項に掲げる場合、住宅の種類および床面積の区分に応じて定める金額（法第5条第6項第4号</p>

に対する審査の手数料	項第4号イもしくはロ または第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、17,000円)	イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、25,000円)	に対する審査の手数料	項第4号イもしくはロ または第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、17,000円)	イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、25,000円)
(3) 法第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	17,000円		(3) 法第9条第1項または第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料	17,000円	
(4) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	17,000円		(4) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料	17,000円	
(新規)			(5) 法第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料	150,000円	

注

- 1 この表において「評価書面」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面をいう。
- 2 (2)の項の床面積は、当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- 3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

注

- 1 この表において「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書またはこれらの写しをいう。
- 2 (2)の項の床面積は、当該長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- 3 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。